

## 123 破産財団に対する競売などにおける交付要求

①最高裁平成9年11月28日第三小法廷判決

(平成7年(オ)第1937号配当異議事件)

(民集51巻10号4172頁, 判時1626号77頁)

②最高裁平成9年12月18日第一小法廷判決

(平成8年(行ツ)第111号換価代金配当処分取消請求事件)

(集民186号685頁, 判時1628号21頁)

### 〈事実の概要〉

①事件 A株式会社は、大阪地方裁判所に対し、Bの所有する不動産について抵当権の実行としての競売の申立てをし、大阪地裁は、平成3年9月30日、競売開始決定をした（以下「本件競売事件」という）。Bは、同年10月11日、大阪地裁から破産宣告を受け、Y（被告・控訴人・被上告人）が破産管財人に選任された。東大阪税務署長は、同月23日、本件競売事件の執行裁判所（大阪地裁）に対し、Bが滞納した国税につき、国税徴収法82条1項に基づき、交付要求をした。東大阪税務署長は、Bが破産宣告を受ける前に、上記不動産について滞納処分による差押えをしていなかつた。平成5年5月25日、本件競売事件の配当期日において、大阪地裁は、配当金額2509万円のうち、Aの抵当権に優先する国税への配当の額を7万余円とし（以下「本件配当金」という）、これをYに交付するとの内容の配当表を作成した。これに対し、X（原告・被控訴人・上告人）が、本件配当金を自らに交付することを求め、配当異議の訴えを提起した。第1審の大坂地裁平成6年4月28日判決（金判983号6頁）は、Xの請求を認容した。控訴審の大坂高裁平成7年5月18日判決（判時1544号64頁）は、原判決を取り消し、請求を棄却した。そこでXが上告し、破産管財人は別除権の目的たる財産の管理処分権を有しないから本件配当金をYに交付することは違法であるなどと主張した。

②事件 平成4年7月23日、神戸税務署長Y<sub>1</sub>（被告・控訴人・上告人）は、C株式会社に対する法人税等を徴収するため、CのDに対する建物質賃借保証金の返還請求権につき、滞納処分による差押えをした。同年8月23日、Cは、破産宣告を受け、X（原告・被控訴人・被上告人）が破産管財人に選任された。同月17日及び27日、神戸市中央区長Y<sub>2</sub>（被告）は、Y<sub>1</sub>に対し、Cの滞納法人住民税等を徴収するため交付要求をした。Y<sub>2</sub>は、Cが破産宣告を受ける前に、上記保証金返還請求権について滞納処分による差押えをしていなかつた。同年11月11日、Y<sub>1</sub>は、上記保証金返還請求権を取り立てた上、配当順位1位でY<sub>1</sub>に207万余円を、配当順位2位でY<sub>2</sub>に17万余円をそれぞれ配当し、残余金328万余円をXに交付する旨の配当計算書を作成した。同月19日、Y<sub>1</sub>は、この配当計算書に基づいて、Y<sub>2</sub>に対し17万余円を交付する配当処分をした（以下「本件配当処分」という）。これに対し、Xが、Y<sub>1</sub>に対し、本件配当処分に対する異議申立てをし、審査請求をへて出訴。Xはまた、Y<sub>2</sub>に対し、不当利得返還請求権に基づき、配当額と同額の支払を求めた。第1審の神戸地裁平成6年12月14日判決（判

例地方自治134号33頁）は、本件配当処分を取り消した。第2審の大坂高裁平成8年2月15日判決（判例集未登載）も、Y<sub>1</sub>の控訴を棄却した。Y<sub>1</sub>上告。

### 〈判旨〉

①判決 上告棄却。

「破産者所有の不動産を目的とする担保権の実行としての競売手続において交付要求がされたときは、交付要求に係る請求権に基づき破産宣告前に国税徴収法又は国税徴収の例による差押え（参加差押えを含む。以下この項において同じ。）がされている場合を除き、交付要求に係る配当金は、破産管財人に交付すべきものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

1 破産法は、総債権者の公平な満足を実現するために、破産管財人に破産財団の管理、処分の権利を専有させ、破産管財人を破産手続遂行のための中心的な機関とし、その広い裁量と責任の下に手続の円滑な進行を期し、もって、その目的の達成を図っているということができる。そして、同法においては、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権（以下「国税等」という。）は、財団債権とされ（破産法47条2号）、国税等に優先する同法47条3号に規定する破産管財人の報酬等の共益費用に次いで（最高裁昭和40年(オ)第1467号同45年10月30日第二小法廷判決・民集24巻11号1667頁参照），隨時弁済を受けることとされている（同法49条）。

2 破産法71条1項は、破産財団に属する財産に對し国税徴収法又は国税徴収の例による滞納処分をした場合においては、破産宣告はその処分の続行を妨げない旨を規定しているところ、右規定は、破産宣告前に開始された滞納処分は破産宣告後も続行ができる旨を特に定める趣旨に出たものであり（最高裁昭和39年(行ツ)第47号同45年7月16日第一小法廷判決・民集24巻7号879頁参照），滞納処分を続行して破産手続によらずに当該滞納処分に係る国税等の弁済を受けることができるとの趣旨をも含むものと解すべきである。これに対し、国税徴収法に規定する交付要求は、同法の規定の上では滞納処分の一種として位置付けられているが、徴収職員が自ら強制換価手続を行って国税等の徴収を図るものではなく、既に他の執行機関により開始されている強制換価手続に参入して国税等の満足を得ようとするものであるから、徴収職員が自ら手続を進めることを前提とする破産法71条1項の滞納処分には当たらないと解される。

3 前記のような破産手続の目的、破産管財人の地位、権限に加え、破産法が破産手続遂行の特別の例外として破産宣告前に開始された滞納処分の続行を認め

たものの、交付要求はその例外に当たらないことに徴すれば、交付要求に係る国税等については、滞納者が破産宣告を受けた後は、破産宣告前に自らも滞納処分による差押えをしていた場合を除き、別除権の行使としての不動産競売手続において、その売却代金から直接弁済を受けることはできず、破産法に規定する手続により、破産管財人の合理的判断に基づいて隨時弁済を受けるべきものと解するのが相当である。

右のとおりに解説しても、破産宣告前であれば、国税等については、滞納処分による差押えすることによって、破産法に規定する手続によらないで弁済を受けることができる所以あるから、国税等の権利者に対し格別の不利益を課すことにはならないというべきである。所論指摘の点は、いずれも以上の解釈を左右するものではない。」

これを本件についてみると、Xは、Aが破産宣告を受ける前に、滞納処分による差押えをしていなかったことがうかがわれる。したがって、Xが直接配当金の交付を受けることはできない。

## ②判決 上告棄却。

「破産者の財産に対する滞納処分手続において交付要求がされたときは、交付要求に係る請求権に基づき破産宣告前に国税徴収法又は国税徴収の例による差押え（参加差押えができる場合は、これを含む。）がされている場合を除き、交付要求に係る配当金は、破産管財人に交付すべきものと解するのが相当である（最高裁平成7年(オ)第1937号同9年11月28日第三小法廷判決民集51巻10号登載予定参照）。」

これを本件についてみると、Y<sub>2</sub>は、Cが破産宣告を受ける前に滞納処分による差押えをしていなかったことがうかがわれる。したがって、Y<sub>2</sub>が直接配当金の交付を受けることはできない。

## 〈解説〉

1 税債権者たる国及び地方団体には、自力執行権が与えられている。すなわち、納税義務者が租税債務を任意に履行しない場合、裁判所の手を借りることなく、みずから手で強制的実現を図ることができる。これが狭義の滞納処分手続であり、租税債権者は、みずから財産を差し押さえ、換価し、配当する。これに対し、租税債権者は、交付要求によって、すでに開始している他の手続に参加することもできる（税徴82条以下）。ここでは、この交付要求が問題となっている。

まず、①事件では、抵当権者が競売手続を開始し、債務者が破産宣告を受けたのちに、交付要求がなされた。破産財団に属する財産に対する強制執行手続は、破産財団に対しては効力を失う（破70条1項）。しかし、抵当権者は、別除権を有し（破92条）、破産手続によらずにその権利を行使できるから（破95条）、競売手続が続行する。この競売手続に、国が交付要求によって参加したのである。ところで、国税は他の債権に一般的に優先し（税徴8条）、滞納者の財産に設定された抵当権との間では、抵当権の設定と国税の法定納期限の先後によって優先関係が定まる（税徴16条）。そこで、交付要求にかかる国税のうち、抵当権の設定よりも先に法定納期限が到来していた国税は、抵当権者に優先することになる。

つぎに、②事件では、国が滞納処分としての差押えをし、滞納者が破産宣告を受けたのちに、地方団体から交付要求がなされた。破産財団に属する財産に対する滞納処分は、破産宣告前に開始しているものについては、破産宣告後も続行できる（破71条）。この滞納

処分手続に、地方団体が交付要求によって参加した。国税と地方税の間に優先劣後の関係ではなく、個別の手続において、差押えをした租税がこれに交付要求をした租税に優先する（税徴12条、地税14条の6）。

2 最高裁は、上の場合において、租税債権者の交付要求に係る配当金の交付先について判示したのである。①判決は、競売手続先行の事案について、破産宣告前に国税徴収法又は国税徴収の例による差押え又は参加差押えがされている場合を除き、破産管財人に交付すべきであるとした。②判決は、滞納処分手続が先行した事案について、①判決と同様に解した。実務の取扱いが分かれていた点につき（法務省訟務局租税訟務課職員編・徴収訴訟の理論と実務〔1996〕128頁、谷口勢津夫・租税法研究24号204頁）、最高裁として見解を示したものである。

これらは、破産法71条の解釈として破産宣告後の滞納処分を否定した最高裁昭和45年7月16日第一小法廷判決（民集24巻7号879頁一本書122事件）を、一步進めた。破産法71条にいう滞納処分を差押えと参加差押え（以下「差押え等」という）に限定し、交付要求について別の準則を明らかにした点に意義がある（山本・後掲141頁）。すなわち、差押え等の後に破産宣告があった場合、差押え等の効力は維持され、配当金は課税庁に交付される。破産宣告の後に差押え等をすることは、許されない。これに対し、差押え等をしないまま破産宣告がなされると、破産宣告後の交付要求自体は許されるが、配当金は破産管財人に交付することとなる。

破産管財人に交付するとどうなるか。まず、破産宣告前の原因に基づく租税債権は、財団債権とされており（破47条2号。本書118事件参照）、破産手続によらずに随时弁済を受けるはずであった（破49条）。しかし、破産手続により、破産管財人の合理的判断に基づいて随时弁済を受けることとなる。つぎに、財団債権は、破産債権に優先する（破50条）。しかし、財団債権相互の関係でいえば、破産管財人の報酬が租税債権に優先し（本書120事件）、租税債権者は、破産財団が不足するときは債権額の割合に応じて弁済を受けるにとどまる（破51条）。

3 いずれの事件についても、破産宣告後に交付要求をした事案である。しかし、破産宣告前に差押え等をしていない場合には、破産宣告前に交付要求をしたとしても判旨の射程が及び、配当金は破産管財人に交付すべきものと解される。

## 〈参考文献〉

評釈・解説として、つぎのものがある

①判決について

佐久間邦夫・最判解民事篇平成9年度1405頁（曹時52巻4号1261頁）

同・ジュリ1138号108頁

上原敏夫・平成9年度重判解（ジュリ1135号）135頁

中西正・民商120巻2号327頁

山本和彦・別冊法時18号140頁

西澤宗英・金法1524号66頁

三上威彦・法学研究72巻8号127頁

②判決について

野村直行・平成10年度主要民事判例解説（判タ1005号）258頁

ますいよしひろ  
増井良啓

東京大学助教授